

《特集:「国際社会学」とは何か》

コメントに答える

梶田孝道

「主要には櫻本さんの質問がかなり多かったように思います。それから五十嵐さん、石井さんですね。全部に対してうまく答えられるかどうかはわかりませんが、答えていきたいと思っています。

まず一つ目は多文化主義の話ですが、これは大きな変動を経験している中で、ある類型から別の類型に変わっていくことは起こりうるかという問いだと思います。結論から言えば、一般的に類型から類型への変化は難しいといえます。やはりそれぞれの社会は「経路依存性」を非常に強く持っており、今まで生きてきた社会、有機体としての社会を生かしつつ、次の社会に向かっていくという傾向が非常に強いわけです。そのため歴史、つまり「経路」を無視していくということはできないということです。そういう意味で別の類型に移っていくということは、よほどのことがない限りないのではないかと思います。例えばアメリカ合衆国は、国内的な国際介入が非常に少ない国家ですが、こういう体質自体が変わることはまずないと考えられます。逆にフランスは非常に国家加重的な性格が強いわけですが、これがアメリカ型になることはまずないということです。ただし今日お話したように、外国人問題、移民問題が一つの典型的な例ですけれども、例えば国籍法とは非常に変わりにくいもの、つまりナショナル・インタレスト、ナショナリズムの核のような存在ですが、これ自体がある状況の中でやはり変わるということはあると思うのです。つまり非常に変わりにくいけれども変わることはあるということです。ドイツの国籍法の改正によって、ドイツ型とフランス型がほぼ同じになってきたってという経緯もあるわけです。あるいは、それぞれの国がEUに加盟するということがあります。例えばスペインとかポルトガルというのは旧帝国で、ラテンアメリカとの関係も深く、「出生地主義」的な性格が非常に強かったわけです。しかし、ラテンアメリカとの関係がいったん切れて、EUを構成するという一国になっていくと、逆に今度はラテンアメリカとの友好よりも、北アフリカから入ってくる移民たちをいかに排除するかという問題が非常に強くなってきます。旧帝國的な「出生地主義」が強い国籍法から「血統主義」が強い国籍法に変化するのです。非常に緩やかではあるけれども、そういう移行があるということに触れたわけです。

次に移民研究は、行政官との関係でどういう緊張を感じるのかということですが、これは時代的な違いが大きいのではないかと思います。ある面で、やはり圧倒的に行政官が移民研究の知識を独占しているという状況があります。日本では知識人、研究する

人間としては行政官と付き合わざるを得ないところがあります。皆さんも同じだと思いますが、いかにうまく付き合うかということにつきると思います。ただし相手方も、こういう状況の中で（知識の）独占が不可能であるということを知っているの、ある種の対話者を求めているというところがあります。本気で言えばそれなりのものが返ってくるという、一種のギブ・アンド・テイクの関係が出来上がってきているという感じがします。

それと東京大学出版会から、『テクノクラシーと社会運動——対抗的相補性の社会学——』という本を出版したことがあります。そこでも述べたのですが、例えば、よき行政官は問題を解決することを望んでいるし、問題を解決するためには社会運動を必要としているのです。つまり社会運動がないと発言ができないわけです。そういう意味で、ある種の社会運動の存在を前提にして議論する、例えば法務省が「在留特別許可」を認める場合、そういう運動自体が存在することが重要なのです。そういった関係を「対抗的な相補性」だと呼びました。

ミッテラン政権のブレンとして、フランスの移民政策を実際に作り、他方では人には真似が出来ないような立派な本を書いている、パトリック・ヴェイユという人物と話したことがあります。彼が言うには、例えばパリというような街の場合には何百万、何千万、何億という人間が出たり入ったりしているわけです。そのことによって、さまざまな活動、生産活動、教育活動等々の活動が可能になっているわけです。そういうことを厳格にしつつ、不正をいかに縮小していくかということを常に考えているのだと彼は言っていました。そのため、厳格な意味での政策というよりは、ある種のコントロールをおこなっているわけです。その中では多少目をつぶらなければならない部分も多いと思います。ヴェイユはそういうことに対するリアリティを十分持ち合わせている研究者だなと、感じたことがあります。

それから EU の話ですが、EU というものができ、実験が進行していて今度はまた10カ国が加わるということですからさらに大きくなっていくということですが、これは多分 EU のモデルというものが今まで歴史上ないという問題だと思います。そういう意味で連邦制あるいは国家連合とか様々な議論はありますが、それは過去にあったモデルを土台にして、EU を論じているに過ぎず、基本的に間違いだと思います。つまり EU 自体が歴史上モデルを持ってない、独特な存在として実験していると考えたほうが良いと思います。私が勤務している大学でも EU 研究が他の国に十分に認知されていないので、EU 研究を日本にも広めてほしいと、EU の欧州委員会から言われています。今となってはやはり、EU 法とか EU 政治の研究といったことなしに、政治学、社会科学を議論することは出来ないということだと思います。ですから、政治力学のエージェントのあり方が変わったわけです。社会運動も、ナショナルな社会運動とヨーロッパ規模の社会運動が二層構造をなすような形になり、労働運動もナショナルなものと同規模のもの二層構造になるということです。つまり基本的に政治の仕組み、ダイナミクスとその政治を構成する主体の洗い

直しをしないと、社会科学は、少なくともヨーロッパに関しては、もたないだろうと思います。

それから移民の定住性の問題について質問ですが、合法化されていない移民の問題でいいのでしょうか。〔櫻本：合法化されない移民、新しい移民が入ってくる問題ですね。つまり合法化されてはいないが権利交渉をしますね。そういう問題点です。〕

そうですね。さきほども言いましたように現在の状況は、合法化されない移民が増加しているといえますが、彼らに対して非常に冷たいといえます。逆風の時代だと思います。一つのヨーロッパ的な解釈とは、三層のモデルを使うと、シチズン (citizen)、デニズン (denizen)、それから一時的な滞在者という形になります。しかしそのもう一つ外側に、合法化されはいるが強制退去されない、第四のカテゴリーが出来つつあると思っています。彼らのことを、マージナル・マン (marginal man) をもじって「マージズン (margizen)」と仮に呼ぶとすると、その「マージズン」という人たちは、社会保険にも何にも入れないわけです。完全に非合法的な存在だけれども、例えば難民申請したけれども却下された。しかし本当に強制送還したら、殺されてしまう可能性もある。そうすると放って置くしかないわけです。そういう人たちがいろんな意味で多くなってきています。IDカードやそういったところからすべて排除されているので、非常に悲惨な生活になると思います。しかしながら、それも一つの身分であるというような状況が生まれつつあるという感じがします。

それでももう一ついえることは、日本についても、ヨーロッパについてもいえるのですが、報告でも述べたように、国際人権レジームといったものは、国家の中に入り込み法として作動すると大きく変わっていくのです。日本の話はしませんでした。日本も実はそれに即したことをやっているといえます。要するに外圧なのですが、1979年から1981年にかけて日本は、G7 といったものに加盟が認められ、国際社会の中に登場していったわけです。そういう状況の中だと、スタンダードな条約といったものはクリアしなくてはならないのです。そういう状況の中で難民条約も国際人権規約も批准したわけです。そうすると、実際に批准したものと、国内法との間に非常に大きな格差があるということに気づいていくわけです。その結果として、外国人の年金に関することや、あるいは医療関係の保険問題の見直しを迫られたということなのです。そのことが回りまわって、在日外国人を中心とした、長期滞在者の状況を緩和させることになったのだと思います。また、「女子差別撤廃条約」が日本でも批准されることによって「父系血統主義」から「両系血統主義」になったということがあります。さらに、「子どもの権利条約」を批准するということによって在留特別許可など、日本で大きくなった子どもにかなり許可が出るなどが起こっているわけです。要するに、国内に国際人権レジームが内在化すると、状況が非常に変わっていくことなのです。

また、国際人権レジームの一般が存在するわけではないのです。ですから逆に、日本や

ヨーロッパに(国際条約に)入れというと、ますますそれらの国家は要塞化していくわけです。そのためますます(外国人や移民が)入りにくくなっていきます。EUの場合には外国境を厳しくし、アメリカの場合ではメキシコとの国境に、数メートルもの高い壁が出来上がっていくわけです。アメリカとかヨーロッパ自体は入国させないようにすることによって、権利の発生を防いでいるのだと思います。例えば難民申請者の場合は、ポーランドといった安全な第三国を経由してきた人たちは受け付けません。つまり、「ポーランドで難民申請をすればいいじゃないか」ということになるわけです。そのほか、ルーマニアも安全な国なので、ルーマニアを経由して申請しても、認めないということになっています。つまりある種のゲームが進んでいるといえます。例えばアフガニスタンの場合、アフガニスタンから入っていくためには、おそらく100万円とか200万円というお金が必要だと思われる。お金を払って入国してから仕事をし、半年くらい働いて100万円200万円を払うことになるでしょう。経済的にはそういう現実になっていますし、保障という点では、国内に入ることによって国内法の適用を受けるという形になっています。だからお金を払っていても、入ろうという人が増えるというのは、当然といえば当然ではないでしょうか。

五十嵐さんの話も大変魅力的な話だと思います。いかに「エスニシティ・ブラインド」であったかということを感じさせるような議論をするように、つまり拡散させていくという話しは、私は正論だと思います。ただし日本の現実を見ていると、さきほど駒井先生が述べられていたように、ミクロな、非常にナイーブな議論が多すぎるという感じがします。やはりグローバル・スタンダードにあった研究を、日本でもやってもらいたいという感じがします。移民研究を通じて最近気づくことは、ヨーロッパとアメリカの研究者の、相互交流の激しさです。そういう交流を通じて、移民政策といったものをそれぞれから学んでいるということが非常に多いということです。例えば、シチズン、デニズン、エイリアンという話をしましたが、ヨーロッパの場合は1974年のオイルショックによって、移民が入らなくなりました。ヨーロッパはそういう政策、つまりしり込みした政策を取ってきたわけです。これに対してアメリカでは、1980年代から特に1990年代以降にかけて、IT移民を非常に多く受け入れているわけです。その結果、非常に大きなIT格差がヨーロッパとアメリカの間で出来てしまったという反省がしばしば聞かれます。そういうことから、「選択的な受け入れをヨーロッパも再開すべきじゃないか」といった議論がなされています。また非常に面白いと思ったことで、「提案187」というのがあります。これは1994年カリフォルニア州でおこった議論で、不法移民に対して社会的サービスを打ち切れというものでした。それから1996年に「連邦福祉改革法」というものができて、合法的な移民に対して、つまりデニズンに対してシチズンと格差をつくれというものです。ヨーロッパではこれまで外国人の権利は右肩上がりで、デニズンとシチズンがどんどん接近するという議論だったのです。そのためこれを見て、西ヨーロッパの研究者が驚いて、デニズンがその権利を失うことが起こりえるということを知ったのです。カリフォルニア州の「提案187」と

か、アメリカの「連邦福祉改革法」というのは、独自アメリカ的な風土の中でなされた非常にアメリカ的な議論です。税金を無駄遣いしないで節約しようとか。そういう提案が出てくること自体は、理解できることですが、それが持っている波及力というか、ある種の震源の大きさ、移民政策全体に与える大きさに、アメリカの研究者はほとんど気がついていないのです。そして逆に、ヨーロッパの研究者によってその意義を教えられるようなことすらあるわけです。ですから五十嵐さんの話されていることはよく分かるのですが、それよりも最初にエスニシティ研究のスタンダードをあげないと、なんともならないと思います。やはり連字符社会学の一つとして、しっかりと確立しないと、どうしようもないという感じがするのです。そういう意味で、エスニシティの巻や移動理論の本があってもいいと思いますが、そういうものすらない状況で、どういう理論がどの程度の価値を持ったものかということをも十分認識できるようにならないと、そういうことをやりたい若い人たちが増えてくるのはいいのですが、そういう人たちが真に発展していかないと思います。今の状況はそういう状況だと思っています。自分たち自身の責任でもありますが、また教科書を作るという意味で自分たち自身の責任であると思っていますが、やはりそういった理論、理論でなくてもいいのですが、連字符社会学の一つとしてのエスニシティ研究とか移民研究が、ほぼ同じ言葉でアメリカとヨーロッパと対話ができるようにすることが必要だと思います。そしてそういうことをしつつ、拡散していくということでしたら賛成だということです。以上です。

(かじた たかみち／一橋大学)